

【様式1】

平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(府省名:内閣官房)

平成21年3月31日現在

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
サーバハウジングサービス等及び運用支援	会計担当内閣参事官福富光彦 東京都千代田区永田町1-6-1	H20.4.1	(株)インターネットインシアティブ 東京都千代田区神田神保町1-105	会計法第29条の3第4項 複数年の継続契約を条件とした案件であるため	非公表	164,604,552	-	-	平成20年度までの賃貸借を条件とした案件であるため	平成21年度	
情報収集システム用端末装置の賃貸借	会計担当内閣参事官福富光彦 東京都千代田区永田町1-6-1	H20.4.1	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	会計法第29条の3第4項 複数年の継続契約を条件とした案件であるため	非公表	4,774,014	-	-	平成21年度までの賃貸借を条件とした案件であるため	平成22年度	
電子複写機の保守料	会計担当内閣参事官福富光彦 東京都千代田区永田町1-6-1	H20.4.1	キャンノンマーケティングジャパン(株) 東京都港区港南2-16-6	会計法第29条の3第4項 複数年の継続契約を条件とした案件に付随するサービスであるため	非公表	1,262,251	-	-	平成20年度までから平成22年度までの賃貸借を条件とした案件に付随するサービスであるため	平成21年度から平成23年度	単価契約
内閣官房LANシステム機器の賃貸借	会計担当内閣参事官福富光彦 東京都千代田区永田町1-6-1	H20.4.1	センチュリー・リーシングシステム(株) 東京都港区浜松町2-4-1	会計法第29条の3第4項 複数年の継続契約を条件とした案件であるため	非公表	10,806,420	-	-	平成21年度までの賃貸借を条件とした案件であるため	平成22年度	
電話料金	会計担当内閣参事官別府光彦 東京都千代田区永田町1-6-1	H20.4.1	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計法第29条の3第4項 長期継続契約のため	-	20,106,301	-	-	当該案件は長期継続契約であり、現時点で直ちに競争性のある契約方式への移行が困難なため	検討中	予定価格は、単価契約のため記載せず
知的財産戦略推進事務局事務室等の賃貸借	会計担当内閣参事官福富光彦 東京都千代田区永田町1-6-1	H20.4.1	(株)大同 東京都千代田区永田町2-4-11	会計法第29条の3第4項 建物等の位置・面積・設備等につき最も好適な条件を有する者であるため	5,015,430	5,015,430	100%	-	建物等の位置・面積・設備等につき最も好適な条件を有する者であり、かつ、年度毎に建物等を変更することによる費用の増大を避けるため(ただし、市場変化等により公募を行う。)	未定	
教育再生会議担当室・内閣官房・内閣府共用会議室等の賃貸借	会計担当内閣参事官福富光彦 東京都千代田区永田町1-6-1	H20.4.1	森ビル(株) 東京都港区六本木6-10-1	会計法第29条の3第4項 建物等の位置・面積・設備等につき最も好適な条件を有する者であるため	26,569,272	26,569,272	100%	-	建物等の位置・面積・設備等につき最も好適な条件を有する者であり、かつ、年度毎に建物等を変更することによる費用の増大を避けるため(ただし、市場変化等により公募を行う。)	未定	
総合海洋政策本部事務局事務室等の賃貸借	会計担当内閣参事官福富光彦 東京都千代田区永田町1-6-1	H20.4.1	森ビル(株) 東京都港区六本木6-10-1	会計法第29条の3第4項 建物等の位置・面積・設備等につき最も好適な条件を有する者であるため	34,540,452	34,540,452	100%	-	建物等の位置・面積・設備等につき最も好適な条件を有する者であり、かつ、年度毎に建物等を変更することによる費用の増大を避けるため(ただし、市場変化等により公募を行う。)	未定	

アイヌ政策推進室事務室等の賃貸借	会計担当内閣参事官福富光彦 東京都千代田区永田町1-6-1	H20.6.16	(財)農林水産奨励会 東京都港区赤坂1-9-13	会計法第29条の3第4項 建物等の位置・面積・設備等につき最も好適な条件を有する者であるため	13,755,405	13,755,405	100%	0	建物等の位置・面積・設備等につき最も好適な条件を有する者であり、かつ、年度毎に建物等を変更することによる費用の増大を避けるため(ただし、市場変化等により公募を行う。)	未定	
電子計算機システム端末装置一式の賃貸借	会計担当内閣参事官福富光彦 東京都千代田区永田町1-6-1	H20.4.1	日本電気(株) 東京都港区芝5-7-1	会計法第29条の3第4項 複数年の継続契約を条件とした案件であるため	非公表	27,899,352	-		平成21年度までの賃貸借を条件とした案件であるため	平成22年度	
電話料金	支出負担行為担当官 内閣衛星情報センター管理部長 高島 巖 新宿区市谷本村町9-13	H20.4.1	東日本電信電話(株) 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計法第29条の3第4項 長期継続契約のため	-	3,075,393	-	-	当該案件は長期継続契約であり、現時点で直ちに競争性のある契約方式への移行が困難なため	検討中	予定価格は、単価契約のため記載せず
庁内LANシステム一式の賃貸借料	支出負担行為担当官 内閣衛星情報センター管理部長 高島 巖 新宿区市谷本村町9-13	H20.4.1	日本電気株式会社 日本電子計算機株式会社 東京都港区芝5-7-1 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項 複数年の継続契約を条件とした案件であるため	非公表	126,157,500	-	-	平成21年度までの賃貸借を条件とした案件であるため	平成22年度	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成20年度に締結した契約のうち、平成21年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成20年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成21年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成21年度)を記載すること。

注)再就職の役員の数欄は内閣官房からの再就職者の数である。